

3月定例会

3月定例会を2月26日から3月24日までの会期で開きました。

初日に市長より施政方針があり、引き続き27年度一般会計予算など29議案が提出されました。

また、最終日に追加議案が提出され全部で30議案を原案通り可決しました。

さらに、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出を求める請願を採択し意見書として扱い、議員より弥富市議会委員会条例の一部改正についてなどを含め5議案が提出され原案通り可決しました。

主な質疑討論は次のとおりです。当初予算関連は6〜7頁にも掲載しましたのでご覧ください。

なお、各委員会で付託された審議については委員会レポート(4頁)をご覧ください。

一般質問には、16人が登壇し市政全般について質問しました。

議案第1号 平成27年度弥富市一般会計予算

※ここでは、新庁舎建設事業費関連のみ掲載。

質疑

(佐藤博議員)

① 市長みずから地主と話し合い、交渉していただくか。

② 市長は、物件移転補償費をどの程度精査したのか。

③ 県に対し私どもの意向を説明した結果、法規制の適用除外にはならないと確認し、調整区域内において庁舎を建設することを断念した。

質疑

(横井議員)

① 合併推進債は庁舎建設に有利な起債であり、利用する必要があると考えますが、5年延長にはなったもののどの時点で事業開始をしなければ合併推進債の対象にならないのか。

② 土地取得から庁舎建設までどのぐらいの年月が必要なのか。

答弁

(総務部長)

① 33年度末までに新庁舎が完成できなければ合併推進債の対象事業から外れることになりませう。

② 買収から完成まで3年半程度と考えています。

※これらの庁舎関連予算では、総務委員会で次の質疑がありました。

総務委員会での質疑

Q 建設に対する流れの説明を求める。

A 耐震診断の実施、建替えとするか耐震補強とするかの検討、新庁舎の位置の決定、庁舎の建替え方法の検討、決定に至る経緯など、庁舎改築検討委員会等での協議内容などを時系列で説明がありました。

Q 本市での市街化調整区域における庁舎建設ができなかったのは、手続き上の問題、時間的な制約、法的なものだったのか。

A 市街化調整区域における庁舎建設は、都市計画法の改正前は、適用除外で許可を要しなかったのが、改正後は許可制度の対象となった。

許可基準に「開発審査会の議を経て開発区域の周辺の市街化を促進する恐れがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難または、著しく不適当と認める開発行為」があるが、本市の場合、その要件には該当しないと判断されている。

Q 理想的な庁舎建設のためにも合併推進債に拘らず計画を見直してはどうか。

A 市の財政面を分析すると、多額の財政調整基金を積み立てるほど財政面に余裕はないので合併推進債を活用するのが有利と考えています。

Q 市街化調整区域での建築に向け見直しを検討する考えはあるのか。

A 合併推進債の期限(平成33年度まで)がなければ可能と考えるが様々な条件をクリアするためにはスケジュール的に無理である。